

第10回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成31年3月27日(水曜日) 午前10時
午前9時半開場予定

開催場所

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
A-PLACE恵比寿南5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

決議事項

議 案 剰余金の処分の件

目 次

第10回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	3
(添付書類)	
事業報告……………	4
連結計算書類……………	24
計算書類……………	26
監査報告……………	28

株式会社Orchestra Holdings

株 主 各 位

証券コード：6533
平成31年3月12日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
株式会社Orchestra Holdings
代表取締役社長CEO 中 村 慶 郎

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成31年3月27日（水曜日）午前10時（午前9時半開場予定） |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号 A-PLACE恵比寿南5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室
（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第10期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第10期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 議 案 | | 剰余金の処分の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い

い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://orchestra-hd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。  
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は上記ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

## 株主総会参考書類

### 議 案

### 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施していきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき5円  
その内訳  

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 普通配当               | 3円          |
| 東京証券取引所市場第一部上場記念配当 | 2円          |
| 配当総額               | 43,147,735円 |
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成31年3月28日

以 上

(添付書類)

# 事業報告 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られる一方、海外においては米中貿易摩擦の進展により、その先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場においては、スマートフォン市場の成長や動画広告、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透が下支えし、平成29年には1兆5,094億円（前年比115.2%：株式会社電通発表）と前年に引続き伸長しており、中でも主力サービスである運用型広告市場は9,400億円（前年比127.3%：株式会社電通発表）と大きく伸長しております。また、前第3四半期連結会計期間より新たに開始したソリューション事業を取り巻く環境といたしましては、IT人材不足が今後ますます深刻化し、2030年には59万人程度までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所：経済産業省「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」）

このような環境のもと、当社グループは、デジタルマーケティング事業においては、市場成長を着実に捉え、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めてまいりました。ライフテクノロジー事業においては、新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策及び新規タイトルのリリースに注力しました。ソリューション事業においては、当社グループにおける新たな事業の柱としての確立を目指し、M&Aによる事業規模の拡大と人材採用により開発体制を更に強化し、拡大を続けるIT市場における需要の取り込みを推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,255,145千円（前期比23.0%増）、営業利益474,113千円（前期比30.0%増）、経常利益455,530千円（前期比25.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益326,654千円（前期比35.4%増）となりました。

### 2. 重要な組織再編等の状況

当社の子会社である株式会社Sharing Innovationsは、平成30年4月2日付で株式会社エス・エス・アヴェニューの株式を取得し、完全子会社といたしました。

### 3. 財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                 |   |           | 第 7 期<br>(平成27年12月期) | 第 8 期<br>(平成28年12月期) | 第 9 期<br>(平成29年12月期) | 第 10 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年12月期) |
|---------------------|---|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------|
| 売                   | 上 | 高 (百万円)   | 3,606                | 4,920                | 5,897                | 7,255                              |
| 経                   | 常 | 利 益 (百万円) | 78                   | 298                  | 363                  | 455                                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 |   | (百万円)     | 40                   | 199                  | 241                  | 326                                |
| 1 株当たり当期純利益         |   | (円)       | 5.19                 | 25.12                | 28.55                | 38.45                              |
| 総                   | 資 | 産 (百万円)   | 1,100                | 1,582                | 2,168                | 2,702                              |
| 純                   | 資 | 産 (百万円)   | 155                  | 539                  | 783                  | 1,111                              |
| 1 株当たり純資産額          |   | (円)       | 19.90                | 64.19                | 92.41                | 128.77                             |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第 2 位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第 2 位未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、平成28年 6 月 8 日付で普通株式 1 株につき100株の割合、平成29年12月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合、平成30年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 7 期<br>(平成27年12月期) | 第 8 期<br>(平成28年12月期) | 第 9 期<br>(平成29年12月期) | 第 10 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年12月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 3,607                | 4,924                | 3,050                | 404                              |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 81                   | 305                  | 181                  | 6                                |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 42                   | 204                  | 120                  | 0                                |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 5.48                 | 25.81                | 14.32                | 0.05                             |
| 総 資 産 (百万円)     | 1,099                | 1,589                | 1,182                | 1,536                            |
| 純 資 産 (百万円)     | 156                  | 547                  | 669                  | 672                              |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 20.19                | 65.11                | 79.11                | 77.93                            |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第 2 位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第 2 位未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、平成28年 6 月 8 日付で普通株式 1 株につき100株の割合、平成29年12月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合、平成30年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

## 4. 対処すべき課題

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場は、スマートフォン市場の成長や動画広告、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透が下支えし継続的に成長しております。当社グループはそのような事業環境の中で、顧客満足度の高いサービスを継続的に提供し、市場における更なる評価を得るべく、以下の施策に取り組んでまいります。

### (1) デジタルマーケティング事業

#### ① 運用型広告の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

#### ② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、インターネットメディアがテレビに次ぐ広告メディアへと成長しております。当社グループのデジタルマーケティング事業が属するインターネット広告市場は、スマートフォン市場の成長や動画広告、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透が下支えし、平成29年には1兆5,094億円（前年比115.2%：株式会社電通発表）と前年に引続き伸長しており、中でも主力サービスである運用型広告市場は9,400億円（前年比127.3%：株式会社電通発表）と大きく伸長しております。

このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

### (2) ライフテクノロジー事業

#### ① アプリ知名度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが開発したアプリの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得することにより、有効な広告枠の提供を行うことが可能となり、ライフテクノロジー事業における成長に加えデジタルマーケティング事業における有用な媒体として利用可能となります。そのため、より多くのユーザーに利用していただけるアプリを提供し、ユーザー数の拡大に努めてまいります。

#### ② サービスラインアップの拡充

スマートフォンに代表される高機能モバイル端末の普及が世界的に進み、インターネットユーザーのスマートデバイスへの接触時間が増大している中で、消費者の生活に深く入り込んだ新たなサービスが相次いで提供され、関連するマーケットの拡大を見込んでおります。

当社グループは、これらの新しい潮流を確実に捉え、アプリを利用した専門家へのチャット相談という仕組みを活用し、金融、法律、教育などの分野でサービスラインアップの拡充に取り組み、新たな収益獲得手段の一つとして推進してまいります。

### (3) ソリューション事業

#### 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はＩｏＴ（注１）やＶＲ（注２）の進展、ＡＩ（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおります。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

- (注) １．ＩｏＴとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。
- ２．ＶＲとは、Virtual Realityの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

### (4) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、デジタルマーケティング市場及びアプリ市場においてもグローバル化が進んでおり、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。

かかる課題に対して、当社グループでは市場調査をすすめており、ライフテクノロジー事業においては、アプリ既存タイトルの海外展開の可能性等を検討しております。

### (5) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

### (6) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5. 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

| 事業内容          | 主なサービス                        |
|---------------|-------------------------------|
| デジタルマーケティング事業 | 運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス |
| ライフテクノロジー事業   | プラットフォーム事業、アプリ制作・運用事業         |
| ソリューション事業     | WEBシステム開発、アプリ開発、クラウドインテグレーション |

6. 主要な事業所及び使用人の状況（平成30年12月31日現在）

(1) 主要な事業所

- ① 当社  
本社：東京都渋谷区
- ② 子会社  
株式会社デジタルアイデンティティ  
（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、大阪支社（大阪府大阪市））  
株式会社ライフテクノロジー（本社：東京都渋谷区）  
株式会社Sharing Innovations  
（本社：東京都渋谷区、支社：五反田事務所（東京都品川区）、福岡事務所（福岡県福岡市）、大分事務所（大分県大分市））  
株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）  
株式会社DI Continents（本社：東京都渋谷区）  
株式会社エス・エス・アヴェニュー（本社：大分県大分市）

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分          | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|------|-------------|
| デジタルマーケティング事業 | 96名  | 12名増        |
| ライフテクノロジー事業   | 8名   | 3名減         |
| ソリューション事業     | 118名 | 89名増        |
| 全社（共通）        | 10名  | 2名増         |
| 合計            | 232名 | 100名増       |

（注）1. 使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が

使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。

2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて100名増加したのは、当社の子会社である株式会社 Sharing Innovationsが、平成30年4月2日付で株式会社エス・エス・アヴェニューの株式を取得し、完全子会社したこと及び業容の拡大に伴い期中採用が増加したためであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 10名     | 2名増       | 34歳     | 2.2年   |

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 名 称                             | 住 所    | 資本金または<br>出 資 金<br>(百万円) | 主 要 な 事 業 の 内 容 | 議 決 権 の<br>所 有 割 合<br>(%) |
|---------------------------------|--------|--------------------------|-----------------|---------------------------|
| 株式会社デジタルアイデンティティ                | 東京都渋谷区 | 110                      | デジタルマーケティング事業   | 100.0                     |
| 株式会社ライフテクノロジー                   | 東京都渋谷区 | 50                       | ライフテクノロジー事業     | 100.0                     |
| 株 式 会 社 Sharing<br>Innovations  | 東京都渋谷区 | 158                      | ソリューション事業       | 100.0                     |
| 株式会社エス・エス・アヴェニュー                | 大分県大分市 | 99                       | ソリューション事業       | 100.0                     |
| 株 式 会 社 Orchestra<br>Investment | 東京都渋谷区 | 17                       | 投資事業            | 100.0                     |
| 株式会社DI Continents               | 東京都渋谷区 | 4                        | デジタルマーケティング事業   | 66.9                      |

- (注) 1. 株式会社デジタルアイデンティティは、平成30年12月27日付で資本準備金を減少し、同額の資本金を増加させているため、資本金が増加しております。
2. 平成30年7月2日付で当社の連結子会社である株式会社あゆたは、商号を株式会社Sharing Innovationsに変更しております。
3. 株式会社Sharing Innovationsは、平成30年7月2日付で増資を行い、資本金が増加しております。
4. 株式会社Sharing Innovationsは、平成30年4月2日付で株式会社エス・エス・アヴェニューの株式を取得し、完全子会社化しております。
5. 株式会社エス・エス・アヴェニューに対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社Sharing Innovationsを通じての間接所有分となります。

6. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                     |                    |
|-------------------------------------|--------------------|
| 特定完全子会社の名称                          | 株式会社デジタルアイデンティティ   |
| 特定完全子会社の住所                          | 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 450百万円             |
| 当社の総資産額                             | 1,536百万円           |

|                                     |                        |
|-------------------------------------|------------------------|
| 特定完全子会社の名称                          | 株式会社Sharing Innovatins |
| 特定完全子会社の住所                          | 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号     |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 390百万円                 |
| 当社の総資産額                             | 1,536百万円               |

8. 主要な借入先及び借入額（平成30年12月31日現在）

| 借入先       | 借入残高      |
|-----------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 137,500千円 |

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成30年12月14日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

## 2 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 31,000,000株

(注) 株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は15,500,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 8,629,600株

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は4,241,000株増加しております。

2. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は170,800株増加しております。

③ 当事業年度末の株主数 2,000名

④ 上位10名の株主

| 株 主 名                             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------|------------|---------|
| 中 村 慶 郎                           | 1,391,200株 | 16.1%   |
| 佐 藤 亨 樹                           | 1,391,200株 | 16.1%   |
| 慶 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社               | 775,200株   | 8.9%    |
| T S K c a p i t a l 株 式 会 社       | 775,200株   | 8.9%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会<br>社（ 信 託 口 ） | 516,800株   | 5.9%    |
| 鈴 木 謙 司                           | 381,600株   | 4.4%    |
| 脇 山 季 秋                           | 265,000株   | 3.0%    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                   | 159,200株   | 1.8%    |
| 石 田 孝 之                           | 138,000株   | 1.5%    |
| 五 代 儀 直 美                         | 134,000株   | 1.5%    |

(注) 持株比率は自己株式（53株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成30年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が4,241,000株増加し、8,482,000株となっております。

また、会社法第184条第2項の規定に基づき平成30年9月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は15,500,000株増加し、31,000,000株となっております。

### 3 新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名 称                                      | 第 1 回 新 株 予 約 権                |
|------------------------------------------|--------------------------------|
| 新 株 予 約 権 の 数                            | 2,776個                         |
| 保 有 人 数<br>当 社 取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く ) | 2名                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                      | 当社普通株式 1,110,400株              |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額                      | 無償発行                           |
| 権 利 行 使 時 1 株 当 た り の 行 使 価 額            | 17円                            |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間                      | 自 平成28年10月15日<br>至 平成36年10月10日 |
| 新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件                  | (注)                            |

(注) 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ② 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 平成29年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割、平成30年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は調整されております。

| 名 称                                      | 第 2 回 新 株 予 約 権              |
|------------------------------------------|------------------------------|
| 新 株 予 約 権 の 数                            | 15個                          |
| 保 有 人 数<br>当 社 取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く ) | 1名                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                      | 当社普通株式 6,000株                |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額                      | 無償発行                         |
| 権 利 行 使 時 1 株 当 た り の 行 使 価 額            | 19円                          |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間                      | 自 平成30年3月31日<br>至 平成38年3月26日 |
| 新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件                  | (注)                          |

(注) 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行  
使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ② 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、  
当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当  
な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 平成29年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割、平成30年9月1日付で行った1株を2  
株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時1株当  
たりの行使価額」は調整されております。

## 2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

記載すべき重要な事項はありません。

## 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役

| 地 位         | 氏 名       | 担 当             | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                        |
|-------------|-----------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長CEO  | 中 村 慶 郎   |                 | 株式会社Sharing Innovations代表取締役CEO、株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社DI Continents代表取締役社長、株式会社ライフテクノロジー代表取締役社長            |
| 代表取締役COO    | 佐 藤 亨 樹   |                 | 株式会社ネクシイズグループ取締役、株式会社Sharing Innovations代表取締役COO、株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社ライフテクノロジー代表取締役、株式会社DI Continents取締役 |
| 取 締 役       | 鈴 木 謙 司   | デジタルマーケティング事業担当 | 株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役社長                                                                                                |
| 取 締 役 C F O | 五代儀 直 美   |                 | 株式会社Orchestra Investment取締役                                                                                            |
| 取 締 役       | 若 松 俊 樹   |                 | 佐藤総合法律事務所 弁護士、株式会社イワキ監査役                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役   | 石 崎 文 雄   |                 | 株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ライフテクノロジー監査役、株式会社Sharing Innovations監査役、株式会社Orchestra Investment監査役、株式会社DI Continents監査役       |
| 監 査 役       | 杉 浦 直 樹   |                 | 株式会社アセットプライム代表取締役<br>税理士法人アセットプライム代表社員<br>杉浦公認会計士事務所代表                                                                 |
| 監 査 役       | 岩 波 竜 太 郎 |                 | 岩波公認会計士事務所代表<br>アイプラスアドバイザー株式会社<br>代表取締役                                                                               |

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏は、社外取締役であります。
2. 平成30年4月30日をもって、取締役（ライフテクノロジー事業担当）山本雄貴氏は、辞任により退任いたしました。
3. 取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役石崎文雄氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
5. 監査役杉浦直樹氏、岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役若松俊樹氏、監査役石崎文雄氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

7. 取締役若松俊樹氏、監査役杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

## 3. 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

| 区 分        | 支 給 人 数    | 報 酬 等 の 額              |
|------------|------------|------------------------|
| 取（うち社外取締役） | 7人<br>(1人) | 102,230千円<br>(2,400千円) |
| 監 査 役      | 3人         | 9,600千円                |
| 計          | 10人        | 111,830千円              |

(注) 監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

## 4. 各社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                             |
|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 若 松 俊 樹   | 当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制等の構築・維持についての発言を行っております。                                                                            |
| 監査役 | 石 崎 文 雄   | 当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査の結果などについて適宜必要な発言を行っております。                |
| 監査役 | 杉 浦 直 樹   | 当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 岩 波 竜 太 郎 | 当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。 |

## 5. 社外役員の報酬等の総額

|              | 支給人数 | 報酬等の額    |
|--------------|------|----------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 4人   | 12,000千円 |

## 6. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

# 5 会計監査人の状況

## 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付で名称変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

## 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27,350千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 27,350千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

## 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備しております。なお、当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

- ① 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
  - (b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督する。
  - (c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図る。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容には適時適切に対応する。
  - (d) 当社は、内部監査室をして、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
  - (e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組むものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

- (a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定める。
- (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行う。
- (c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- (b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。

- ・重要な機関決定事項
- ・経営状況のうち重要な事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
- ・その他、重要事項

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理する。

⑨ その他監査役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、監査役職務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、又、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。

(b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げないものとする。

(c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (a) 主な会議開催状況として、取締役会は23回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を12回開催いたしました。
- (b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長CEO及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## **7 株式会社の状況に関する重要な事項**

当社の連結子会社である株式会社Sharing Innovationsは、平成31年1月30日付で株式会社クラフトリッジの株式を取得することを決議いたしました。

~~~~~  
<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,944,443	流 動 負 債	1,589,468
現 金 及 び 預 金	534,024	買 掛 金	871,147
受取手形及び売掛金	1,023,687	短 期 借 入 金	230,000
仕 掛 品	11,717	1年内返済予定の長期借入金	7,149
繰 延 税 金 資 産	6,835	未 払 法 人 税 等	85,179
預 け 金	159,868	未 払 消 費 税 等	111,981
そ の 他	208,309	賞 与 引 当 金	21,549
固 定 資 産	757,745	そ の 他	262,462
有 形 固 定 資 産	25,423	固 定 負 債	1,500
建 物	16,954	長 期 借 入 金	1,500
工具、器具及び備品	8,468	負 債 合 計	1,590,968
無 形 固 定 資 産	346,494	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	324,043	株 主 資 本	1,111,220
そ の 他	22,451	資 本 金	184,707
投資その他の資産	385,827	資 本 剰 余 金	111,961
投資有価証券	272,035	利 益 剰 余 金	814,604
繰 延 税 金 資 産	29,026	自 己 株 式	△52
そ の 他	84,765		
資 産 合 計	2,702,188	純 資 産 合 計	1,111,220
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,702,188

連結損益計算書

(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,255,145
売上原価	5,768,132
売上総利益	1,487,013
販売費及び一般管理費	1,012,899
営業利益	474,113
営業外収益	
受取利息	3
還付加算金	278
物品売却益	787
その他の	90
営業外費用	
支払利息	1,184
支払手数料	18,496
その他の	61
経常利益	455,530
特別利益	
固定資産売却益	46
補助金収入	1,140
特別損失	
減損損失	7,235
税金等調整前当期純利益	449,481
法人税、住民税及び事業税	138,386
法人税等調整額	△15,558
当期純利益	326,653
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	326,654

貸借対照表

(平成30年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	509,926	流 動 負 債	862,881
現 金 及 び 預 金	9,563	短 期 借 入 金	230,000
売 掛 金	136,594	1年内返済予定の長期借入金	7,149
前 払 費 用	9,760	関係会社短期借入金	551,300
繰 延 税 金 資 産	481	未 払 金	45,899
未 収 消 費 税 等	90,784	未 払 費 用	13,731
関係会社短期貸付金	238,500	未 払 法 人 税 等	284
そ の 他	24,243	預 り 金	12,037
固 定 資 産	1,026,976	賞 与 引 当 金	2,480
有 形 固 定 資 産	25,129	固 定 負 債	1,500
建 物	16,753	長 期 借 入 金	1,500
工具、器具及び備品	8,376	負 債 合 計	864,381
無 形 固 定 資 産	910	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	910	株 主 資 本	672,522
投資その他の資産	1,000,936	資 本 金	184,707
関 係 会 社 株 式	927,101	資 本 剰 余 金	111,962
繰 延 税 金 資 産	4,207	資 本 準 備 金	111,962
そ の 他	69,627	利 益 剰 余 金	375,905
		そ の 他 利 益 剰 余 金	375,905
		繰 越 利 益 剰 余 金	375,905
		自 己 株 式	△ 52
資 産 合 計	1,536,903	純 資 産 合 計	672,522
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,536,903

損 益 計 算 書

(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

(単位：千円)

科	目	金	額
営	業	収	益
			404,071
営	業	費	用
			379,530
営	業	利	益
			24,540
営	業	外	収
受	取	利	息
		2,427	
	還	付	加
		算	金
		278	
	物	品	売
		却	益
		787	
	そ	の	他
		0	3,493
営	業	外	費
		用	
	支	払	利
		息	3,321
	支	払	手
		数	料
		18,496	
	そ	の	他
		25	21,842
経	常	利	益
			6,191
税	引	前	当
		期	純
		利	益
			6,191
法	人	税、	住
		民	税
		及	び
		事	業
		税	
		4,511	
法	人	税	等
		調	整
		額	
		1,227	5,739
当	期	純	利
		益	452

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

株式会社Orchestra Holdings

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

株式会社Orchestra Holdings
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月20日

株式会社Orchestra Holdings 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 石 崎 文 雄 ㊞

監査役
(社外監査役) 杉 浦 直 樹 ㊞

監査役
(社外監査役) 岩 波 竜 太 郎 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号 A-PLACE恵比寿南5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

交 通

J R・東京メトロ各線「恵比寿」駅より 徒歩3分

なお、会場入口は正面玄関のみとなります。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。